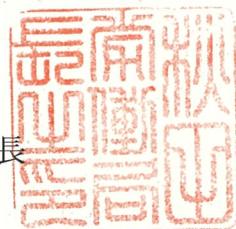




秋労発基 1120 第 2 号
平成 30 年 11 月 20 日

各災害防止団体等の長 殿

秋田労働局長



平成 30 年度下半期の労働災害防止対策の推進について

貴職におかれましては、日頃より安全衛生行政へのご理解、ご尽力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、労働災害による休業 4 日以上の死傷者数は、前年同期比で 25.6%（10
月末現在）の大幅な増加となっています。また、死亡者数は、9 人と前年同期
比で同数となっています。

第 13 次労働災害防止計画では、2017 年と比較して、2022 年までに労働災害
による死亡者数を 15% 以上、休業 4 日以上の死傷者数を 5% 以上減少させること
を目標としていますが、初年度である今年度の労働災害発生状況を踏まえる
と、より効果的に労働災害防止対策に取り組む必要があります。

このため、当局においては、平成 30 年度下半期は、下記に示すような労働
災害の傾向等を踏まえた対策を推進することとしています。

貴団体におかれましては、傘下の会員事業場に対し、下記の事項を周知いた
だくとともに、それぞれの実情に即した取組の実施に特段のご配慮をお願いい
たします。

記

1 業種別の労働災害防止対策等について

（1）建設業

ア 労働災害発生状況等

建設業における死亡者数は 6 人と前年同期比で同数である一方、休業
4 日以上の死傷者数は 172 人と前年同期比 12 人（7.5%）の増加となっ
ている。

死亡災害の型別の発生状況を見ると、墜落・転落が 4 人と前年同期比
で 1 人増加しており、全体の 67% を占めている。また、墜落・転落に続



いて、飛来・落下及び交通事故で各1人の発生となっている。

休業4日以上の死傷災害についても、墜落・転落が63人と全体の37%を占めており、墜落・転落に続いて、転倒、切れ・こすれ、飛来・落下の順で多く発生している。

イ 留意事項

災害の発生状況を見ると、基本的な安全対策が不十分なことにより、災害につながっているものが多々見られるところである。このため、店社、元請及び関係請負人に対し、以下（ア）～（エ）に掲げた事項をはじめとして、改めて法令の遵守をはじめとした基本的な対策の徹底を図ること。また、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ、平成30年7月2日改訂）により工期の適正化を図ること。

（ア）「屋根・はり等」から、「足場」から、「開口部」からの墜落・転落災害が多く発生しており、屋根・はり等からのものでは、作業床や手すりの未設置又はその場合の安全帯の不使用のものが多く、足場からのものでは、ほぼ全てにおいて手すり等の未設置（そもそも設置していないもの、一時的に取り外され戻されていないもの）又は安全帯が不使用の状況であった。

このため、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第518条、第519条、第524条、第563条、第564条、第567条をはじめとした法令の遵守徹底を図るとともに、足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱に基づく対策を実施すること。

また、墜落制止用器具に係る法令改正等について留意すること。

（イ）崩壊・倒壊災害のうち土砂崩壊に関連する災害は1人のみであるが、土砂崩壊災害は死亡等の重篤な災害に直結することから、地山の掘削作業においては、事前の調査の結果に応じた適切なこう配による掘削の実施又は土止め支保工の設置を徹底すること。

（ウ）はさまれ・巻き込まれ災害においては、車両系建設機械、移動式クレーン又はトラック等を起因物としているものが多いことから、車両系建設機械等と接触のおそれのある場所への立入禁止、誘導員の配置、車両系建設機械等の逸走の防止措置等を徹底すること。

（2）製造業

ア 労働災害発生状況等

製造業における死者数は1人と前年同期比1人(50.0%)の減少である一方、休業4日以上の死傷者数は201人と前年同期比38人(23.3%)

の増加となっている。

死亡災害の型別の発生状況を見ると、木材・木製品製造業において、はまれ・巻き込まれで発生している。

休業4日以上の死傷災害については、転倒が44人と全体の22%を占めており、続いて、はまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ、墜落・転落の順で多く発生している。

イ 留意事項

(ア) はまれ・巻き込まれ及び切れ・こすれが死傷災害のそれぞれ5分の1を占めていることを踏まえ、機械等による災害等が発生した機械はもとより、はまれ・巻き込まれや切れ・こすれ災害が発生するおそれのある機械等に対して、リスクアセスメントの実施及びそれに基づく措置の確実な実施を図ること。

なお、リスクアセスメントの実施にあたっては、必要に応じ、中央労働災害防止協会が実施する「中小規模事業場安全衛生サポート事業」の個別支援や集団支援の活用を図ること。

(イ) 近年、施設の老朽化等による墜落などの労働災害も発生していることから、製造業のうち大規模な設備を有する事業場においては、経年設備の劣化状況の調査結果をまとめたリーフレット等を活用し、計画的な設備の更新、優先順位を付けた設備の定期的な点検・補修等を実施すること。

(ウ) 上記の対策の実施に当たっては、経済産業省、中央労働災害防止協会及び厚生労働省が連携して設立された「製造業安全対策官民協議会」が公表したリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの有効性等に関する分析結果やリスクアセスメントの共通手法等の活用を図ること。

(3) 林業

ア 労働災害発生状況等

林業における休業4日以上の死傷者数は31人と前年同期比5人(19.2%)の増加となっており、このうち1人が死亡している。

休業4日以上の死傷災害については、激突されが10人と全体の32%を占めている。また、激突されに続いて、転倒、飛来・落下、はまれ・巻き込まれの順で多く発生している。

イ 留意事項

(ア) 現在、依然として、激突されなどの伐木作業に係る死亡災害が発生していることから、林業・木材製造業労働災害防止協会(以下、「林災

防」という。)秋田県支部、東北森林管理局、秋田県、森林組合等と連携して行うパトロール等に積極的に参加し、改めて死亡災害防止の徹底を期すこと。

(イ) 今後、労働安全衛生規則の改正により、伐木作業等の安全対策を強化する予定であることから、追って通知する予定の改正内容に留意すること。

(ウ) 平成30年6月26日付け基安安発0626第1号「平成30年度厚生労働省補助事業「伐木作業における労働災害防止のための特別活動」に基づく林業における労働災害防止対策の推進について」に基づき、本年度、林防秋田県支部では、厚生労働省補助事業「伐木作業における労働災害防止のための特別活動」に基づき、林業の事業場等を対象として、東北森林管理局や秋田県と連携し、林業普及指導員等による伐木等作業現場での労働災害防止のための講習会を開催することから、当該講習会を効果的に活用すること。

(4) 陸上貨物運送事業

ア 労働災害発生状況等

陸上貨物運送事業における休業4日以上の死傷者数は、81人と前年同期比25人(44.6%)の大幅な増加となっている。

事故の型別では、墜落・転落が21人と全体の26%を占めている。墜落・転落に続いて転倒、動作の反動・無理な動作(「腰痛」を含む。以下同じ。)の順で多く発生している。なお、動作の反動・無理な動作、転倒、及び飛来・落下などは前年同期比で大幅に増加している。

イ 留意事項

労働災害の多くは荷主先等での荷役作業中に発生したものと考えられることから、荷主、配送先、元請事業者等と連携して安全対策に取り組めるよう、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインの策定について」(平成25年3月25日付け基発0325第1号)に基づく対策を徹底すること。なお、転倒については下記2(1)を、腰痛については、下記2(2)を踏まえた対策の徹底を図ること。

(5) その他の業種(第三次産業等)

ア 小売業

(ア) 労働災害発生状況等

小売業における休業4日以上の死傷者数は、139人と前年同期比61人(78.2%)の大幅な増加となっている。

事故の型別では、転倒が 73 人と全体の 53% を占めている。転倒に続いて、墜落・転落、切れ・こすれ、動作の反動・無理な動作の順で多く発生している。

また、特に、新聞販売業における休業 4 日以上の死傷者数は 18 人で小売業全体の労働災害の 13% を占めている。事故の型別では、転倒が 15 人と全体の 83% を占めている。転倒のほかは、交通事故（道路）で発生している。

(イ) 留意事項

平成 30 年 3 月 30 日付け基安発 0330 第 3 号「第 13 次労働災害防止計画を踏まえた第三次産業における労働災害防止対策の推進について」により展開している「労働者に安全で安心な施設・店舗づくり推進運動」に積極的に参加し、本社等においては労働災害防止・健康確保に取り組むとともに、店舗における安全衛生担当者の配置、安全衛生活動の活性化・定着を図ること。このとき、厚生労働省が開設している職場のあんぜんサイトの「働く人に安全で安心な職場・施設づくり推進運動」特設サイトに平成 29 年度に小売業・飲食店の経営トップを対象として実施したセミナーのテキストを公表し、経営トップが先頭に立って、労働災害防止の旗を振り成果を上げている企業の好事例を紹介しているので、参考にすること。なお、転倒については下記 2 (1)、腰痛については下記 2 (2) を踏まえた対策の徹底を図ること。

新聞販売業については、転倒については下記 2 (1)、交通事故については下記 2 (4) を踏まえた対策の徹底を図るとともに、新聞販売業で多いバイク事故の防止対策として、ヘルメット及び再帰性反射材等を使用した高視認性のベストの適切な着用や、早朝・夕方のライトの点灯の徹底を図ること。なお、高視認性のベストの選定に当たっては、JIS T 8127（高視認性安全服）に留意することが望ましいこと。

イ 社会福祉施設

(ア) 労働災害発生状況等

社会福祉施設における休業 4 日以上の死傷者数は、79 人と前年同期比 21 人 (36.2%) の大幅な増加となっている。

事故の型別では、動作の反動・無理な動作が 30 人と全体の 38% を占めている。動作の反動・無理な動作に続いて転倒、激突の順で多く発生している。また、転倒と動作の反動・無理な動作 (59 人) を合計すれば、社会福祉施設における災害全体の 75% を占めている。なお、転倒及び動作の反動・無理な動作は前年同期比で大幅に増加している。

(イ) 留意事項

転倒については下記2(1)、腰痛については下記2(2)を踏まえた対策の徹底を図ること。

ウ 飲食店

(ア) 労働災害発生状況等

飲食店における休業4日以上の死傷者数は、22人と前年同期比3人(15.8%)の増加となっている。

事故の型別では、転倒が9人と全体の41%を占めている。転倒に続いて切れ・こすれ、高温・低温物との接触と続いている。

(イ) 留意事項

調理中などの労働災害を防止するため、飲食店の労働災害防止マニュアルを参考にするとともに、平成30年3月30日付け基安発0330第3号「第13次労働災害防止計画を踏まえた第三次産業における労働災害防止対策の推進について」により展開している「労働者に安全で安心な施設・店舗づくり推進運動」に積極的に参加し、本社等における労働災害防止・健康確保に取り組むとともに、店舗における安全衛生担当者の配置の促進、安全衛生活動の活性化・定着を図ること。このとき、厚生労働省が開設している職場のあんぜんサイトの「働く人に安全で安心な職場・施設づくり推進運動」特設サイトに平成29年度に小売業・飲食店の経営トップを対象として実施したセミナーのテキストを公表し、経営トップが先頭に立って、労働災害防止の旗を振り成果を上げている企業の好事例が掲載されているので、参考にすること。なお、転倒については下記2(1)、腰痛については下記2(2)を踏まえた対策の徹底を図ること。

2 業種横断的な対策について

(1) 転倒の防止

転倒は、近年業種を問わず増加を続けており、平成30年10月末現在での休業4日以上の死傷者数は267人であり、前年同期比で53.4%と大幅に増加しており、近年の死傷者数増加の大きな要因となっている。近年の災害の傾向から、以下のとおりの留意点が挙げられる。

ア 冬季(積雪や凍結による転倒災害が多い時期)での対策

転倒災害は冬季に積雪等により多く発生する傾向があるため、特に積雪の多い当県においては、冬季より前に、転倒危険場所の周知、滑りにくい履き物の選択とともに、転びにくい歩き方の励行など、転倒防止対策等を徹底すること。

イ 高年齢労働者対策

転倒災害は高年齢労働者、特にそのうち女性の労働者が多く被災する傾向があることから、転倒危険場所の周知、滑りにくい履き物の選択について労働者に周知するとともに、特に高年齢労働者を多く雇用する事業場においては、始業前の体操等を実施すること。また、平成30年6月に中央労働災害防止協会が発行した「エイジアクション 100～生涯現役社会の実現につながる高年齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて～」等、高年齢労働者の安全と健康の確保のための留意事項がまとめたテキスト等を活用すること。

(2) 腰痛の予防

第三次産業、製造業、陸上貨物運送事業の動作の反動・無理な動作による死傷者の発生件数は、増加傾向にある。特に、経験年数3年未満の労働者の占める割合が高くなっている。このことに鑑み、平成25年基発0618第1号「職場における腰痛予防対策の推進について」に基づく対策の徹底、特に雇入時における腰痛予防等の労働衛生教育や、補助機器の導入等による腰部に負担のかかる作業の省力化等の実施を図ること。

(3) 交通労働災害対策

交通事故（道路）の平成30年10月末現在での休業4日以上の死傷者数は、40人であり、前年同期比でほぼ同数であるが、このうち1人が死亡している。

交通労働災害防止対策として、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成30年6月1日改正）に基づく措置を徹底すること。